

令和5年第2回臨時会

市 議 会 会 議 録

令和5年8月8日（開会）

令和5年8月8日（閉会）

垂 水 市 議 会

第 2 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (8 月 8 日) (火曜日)

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 会期の決定	3
1. 議案第44号・議案第45号 一括上程	3
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 閉 会	6

令和5年第2回垂水市議会臨時会

1. 会期日程

月	日	曜	種	別	内	容
8	8	火	本会議		開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案等上程 (説明、質疑、討論、表決)、閉会	
				委員会	錦江湾横断道路推進特別委員会	

2. 付議事件

件 名

議案第44号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議案第45号 令和5年度垂水市一般会計補正予算(第3号) 案

令和5年第2回臨時会

会 議 録

第1日 令和5年8月8日

本会議第1号（8月8日）（火曜）

出席議員 14名

1番	高橋理枝子	8番	川越信男
2番	宮迫隆憲	9番	篠原静則
3番	前田隆	10番	感王寺耕造
4番	新原勇	11番	持留良一
5番	池田みすず	12番	北方貞明
6番	梅木勇	13番	池山節夫
7番	堀内貴志	14番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	有馬孝一
副市長	海老原廣達	農林課長	森秀和
企画政策総括監	二川隆志	併任	
総務課長	濱久志	農業委員会	
企画政策課長	草野浩一	事務局長	
財政課長	園田保	土木課長	東弘幸
税務課長	福島哲朗	水道課長	岩元伸二
市民課長	岡山洋恵	会計課長	港耕作
併任		監査事務局長	福元美子
選挙管理		消防長	田中昭弘
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	堀留豊
保健課長	永田正一	学校教育課長	川崎史明
福祉課長	森永公洋	社会教育課長	大山昭
水産商工	松尾智信	国体推進課長	米田昭嗣
観光課長			

議会事務局出席者

事務局長	橘圭一郎	書記	瀬脇恵寿
		書記	村山徹

△開 会

○議長(堀内貴志) おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回垂水市議会臨時会を開会いたします。

△開 議

○議長(堀内貴志) これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長(堀内貴志) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において前田隆議員、北方貞明議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長(堀内貴志) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る8月3日、議会運営委員会が開会され、協議がなされた結果、本臨時会の会期を1日とすることに意見の一致を見ております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(堀内貴志) 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

△議案第44号・議案第45号一括上程

○議長(堀内貴志) 日程第3、議案第44号及び日程第4、議案第45号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第44号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議案第45号 令和5年度垂水市一般会計補正予

○議長(堀内貴志) 説明を求めます。

○農林課長(森 秀和) おはようございます。

議案第44号和解及び損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

本件は、水道管を損壊した事故によって生じた損害賠償に関し、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議決を求めますのでございます。

それでは、内容を御説明いたします。

令和4年11月22日、農林課が管理する農道の除草作業中に、相手方が敷設していた水道管を損壊したことに伴う製造機の損害及び製造機が使用できなくなったことによる逸失利益が発生しました。

本件事故により損壊した水道管は行政財産使用許可の申請がなされておらず無許可であったこと、また、刈払機を使用した除草作業では、植物の根元に露出している状態で敷設された水道管を傷つけないように配慮することは困難であることを考慮し、市が過失割合50%を負担し、損害賠償金として92万1,074円を支払い、和解しようとするものでございます。

なお、損害賠償金は、市が加入しております全国市長会市民総合賠償補償保険で全額賄うこととしております。

所属職員には、作業着手前に現場状況や占有物件等の確認を徹底し、作業を慎重に期すよう指示したところでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○財政課長(園田 保) 議案第45号令和5年度垂水市一般会計補正予算(第3号)案を御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、議案第44号で本議会に議案を上程しております、和解及

び損害賠償の額を定めることについてに係るものでございます。

補正の額は、歳入歳出とも92万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額は118億8,756万1,000円となります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正に上げてあるとおりでございます。

7ページをお開きください。

歳出の事項別明細を御説明いたします。

2款総務費1項総務管理費4目市民相談費の補償、補填及び賠償金は、農林課が管理する農道の除草作業中に、相手方が敷設しました水道管を破損した事故によって生じた、製造機の損害及び当該製造機を使用できなくなったことによる逸失利益を賠償するものでございます。

これらに対する歳入は、戻りまして6ページの歳入明細にありますとおり、全額、市民総合賠償補償保険を充てて、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀内貴志） ここで、暫時休憩します。休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案をもって御参集願います。

午前10時6分休憩

午前10時43分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 全協で様々な角度、観点から質疑等がなされ、今回の案件のある意味、本質的な部分が見えてきたのかなというふうに思います。

今まで様々な賠償案件はありましたし、またそのことは、相手との関係によって市が被害を被るという様々な問題もあったかと思えます。最近、特にそういう案件が多いなというふうに認識をしているんですけども、いろいろな対策を取っておられると思えます。

そういう中で、市長にお聞きしたいんですけども、今回のこの案件というのは、様々な先ほどの議論から見ても、私たちに、また行政に対しても、問題提起をしたというふうに思っています。しっかりここでその対策を取っていかないと、今までの法の整備だとか条例の整備だとか、要綱を含めて、やっぱり、市民に対しても行政に対しても様々な問題が今後起きる可能性があるというふうに思えます。

先ほど出ましたけれども、問題があったから対応するというのではなくて、当然そういう部分もあるかと思えますけれども、今後に向けては、基本的には事前に事故を減らしていくとか様々な取組が必要だと思うんですが、市長はどのように認識されて、今後どのように各関係に提起し、市民にもその認識を求めていかれるのか、その点についてお聞きをしたいと思えます。

○市長（尾脇雅弥） 今回の事案に関して、中身は先ほど説明があったとおりでございます。

こういった事案が発生したことは、課題が残るなど、先ほどからお話があるとおりでありますけれども、事案そのもの自体は、その作業をしているときに、許可がなされていないエリアで整備をしていたら、たまたまその管があって、破損してしまっただけで今回の一連の事案に至るということで、結果として、先方のほうにもですね、経営上の御迷惑もおかけした部分もありましたので、最終的には、双方の立場、考え方がある中で、専門家に相談をしながら、いろんな角度からの御指摘がございました。

我々も先ほど池山議員から御指摘があった、

先方に今後マイナスな影響が出ないようにということも配慮して、どうするかという相談をした中で今回このように落ちて皆さんに御説明させていただいたわけでありませけれども、今回の件に限らず、いろいろな社会情勢の変化も含めて、いろいろなケースが出てくると思いますから、まずは今回のことを契機として、似たような類似案件に対しての再発防止策であったりとか、さらには、それから類するいろいろなことの想定、「想定していなかった」ということではよくありませんので、こういうことも考えられるよねということをしていろいろ巡らせながら、こういう対応を考えていこうというようなルールづくりというのは必要だと思っているところでございます。

○持留良一議員 大事なのは、やはり今回のこの問題での教訓をどう生かしていくのか、その中で行政の到達は何だったのか。そのところが、今後の対策を100%求めることはできないと思いますけれども、そういう中で再度繰り返しますが、市長が今後、問題としていかなければならない観点は何だったのか、改めて問います。

○議長（堀内貴志） 答弁を求めるんですか。

○持留良一議員 はい。

○市長（尾脇雅弥） 同じようなことになりませけれども、いろいろなことがあり得るのが世の中ですから、これまで想定して対応できるものはそれなりの準備がしてありますし、また、想定をし得ない部分、今回の件に関しましても、通常の常識でありますと、許可がない場所にその水道管が出ているということは想定されないわけですね。通常、敷設してあるわけですから。

ただ、そういう事案があつて、そこで結果としてそういうトラブルが発生したということは、結果として、よくないことでありますから、これから学ぶようにですね、今後そういうこともあり得るんだということを可能性として整理を

して対応していくということが大事だというふうに思います。

○持留良一議員 総論、まとめますけれども、そうやってきたときに、私たちがこの様々な買収事件とか案件とかありましたけれども、ではその問題の様々なそのケースにおける教訓を、また今後の提案も含めて、どこに蓄積していつて、そしてその蓄積の中で、例えば条例の必要性だとか含めていろいろあると思うんですよ。全体的な庁舎の点検、検査も必要になってくると思うんですよ。それでは、そこをどこが担うのか。

今回は農林課がいろいろありましたけど、そこは後はもう基本的に農林課だけに任せていいのか、それともやっぱり全体としてどこか、そういう部署としてそういう問題に対応する対策としての部署なり、もしくは何らかのそういうところの必要性が私はあると思うんですが、その点についてはどうなんでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 今回、農林課で発生した事案ということになりますけれども、例えば土木で同じようなこともあるかもしれない。全庁的にどう対応するかということになりますと、今後、どういう部署でどういう対策を講じるかというのは今後の課題ですけれども、危機管理的な部分で対応するのか、あるいは経営会議的なものでいろいろなものを決定していくという考え方もありますから、その辺は今後精査して、整理をして対応していきたいと思います。

○議長（堀内貴志） ほかに質疑はありませんか。

○池山節夫議員 同じような質問になると思うんですけど、今回こういうふうにして、50・50でということの説明なんですけど、もともとは、許可が要るところに許可を申請してないわけだよな。

当然、我々の感覚からすると、農道なり市道なり、あるいはそういうものに対する何か、そ

の水道を埋める何かをするのに、普通の常識でいったら「これ許可が要るな」って思うはずなんだよ。それを、まあ分かっておられたか、全然考えられなかったか知らないけど、敷設した。それは行政としてさ、そこに水道のパイプがあるなんて思わない。それで、除草作業をしたら傷つけました、弁償してください、じゃあ半々でって。

この「半々で」というのがね、私は理解はよくできないんだけど、「半々で」って、その弁償する保険会社が「いいでしょう」と言ったからいいだろうけど、保険会社からの賠償金が出ない案件だったとしたら、一般財源からということになるでしょう。それでも、これから先も「ああ、いいですよ、半々で」ってなる前例になると思うわけだ。こんなに簡単にさ、市の農林課が管理する農道に、勝手に埋めました、それを分からなかったから傷つけました、じゃあ弁償しましょう半々でって、言っているものかという疑問が私は残るのよ。

この議案に関しては、賛成しますよ。だけど、その辺のことにに関して、例えば総務課長でも財政課長でも、これ「半々で」、その双方の弁護士が、垂水市のその顧問弁護士の方も「それでいいでしょう」と言われたというのは分かるけど、これから先のことを考えて、今回のこの半分というのに関して、じゃあ総務課長で少しだけ意見いただきたい。

○総務課長（濱 久志） 今回の案件につきましては当然、市の過失がこれだけ出るとは思っていなかったです。

ただ、双方、弁護士を立てて協議をされておりますので、この弁護士の見解に、市としては従うというか、それを基に今回議案として提案したところです。一応、そのことにつきましては、市としては、仕方がないものであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（堀内貴志） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第44号及び議案第45号の議案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第44号及び議案第45号の議案2件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀内貴志） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第44号及び議案第45号の議案2件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」の声あり]

○議長（堀内貴志） 御異議がありますので、それぞれ起立によって採決します。

最初に、議案第44号を原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（堀内貴志） 起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号を原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（堀内貴志） 起立多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

△閉 会

○議長（堀内貴志） これをもちまして、令和

5年第2回垂水市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時54分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員